

# 郷土摂津 いにしえ通信

## 第49号 平成14年5月1日

発行 摂津市教育委員会 生涯学習部生涯学習課

〒566-8555 摂津市三島一丁目1-1

TEL (06) 6383-1111 TEL (0726) 38-0007

ホームページアドレス <http://www.city.settsu.osaka.jp/>



### 第2回 過書船 (三十石船他)

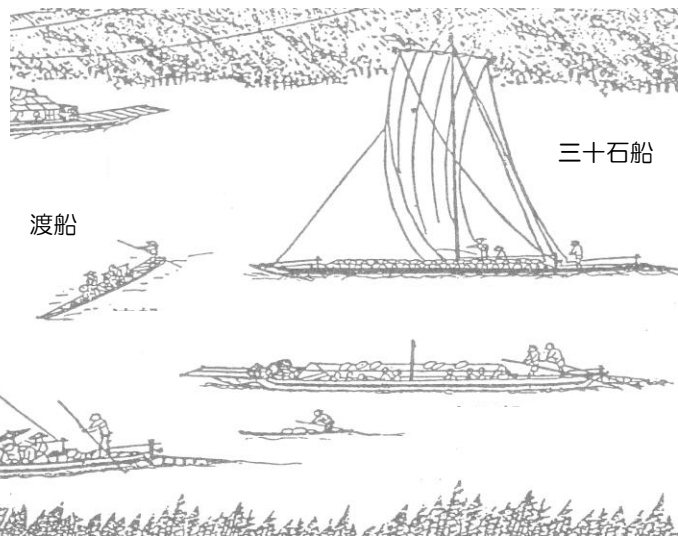


過書船というのは、もとは過書（関所の通行証）を持つ船の意でしたが、江戸時代には淀川の貨客輸送にあたった川船をいいます。慶長8年（1603）家康が制度化し、河村与三右衛門（のち角倉与一）・木村宗右衛門を過書奉行（過書座）として、伏見一大坂間を上下する船はすべてその支配下に入りましたので、過書船と呼ばれました。過書船は小は二十石から大は二百石まであります。航行区域は、最初は、伏見から大坂・尼崎・伝法まででしたが、やがて大坂中の川船が特権を強化したため、伏見から大坂天満の八軒屋までの淀川筋だけに限られました。

**三十石船** 元来荷船でしたが、やがて旅客運送専用船として三十石があてられました。これを「人乗三十石船」と言っていました。材質や造船法の差異により、長さ・幅・深さについては一定しませんでした。後に全長五丈六尺（約17m）、胴敷幅八尺三寸（約2.5m）と規定されたようです。船頭は4人、乗客定員28人で、狭い船中に押し合って乗りました。夜船では手足をのばして寝ることもできませんでした。仕切というものがあり、乗客一人であっても数人分の船賃を支払えば、数人分の座席を占めることができました。

また、便所の設備もなかったので大変不便でした。

朝・晩の二回、伏見と大坂間を定期的に双方から上下し、上りは一日または一夜、下りは半日または半夜を要しました。下りは棹を使い、上りは引綱で船を引き、順風の際には帆も用いました。



今月号では本市の産業振興課農政係が行っている栽培奨励事業などについて紹介します。



**鳥飼なす栽培の衰退** 近ごろ「地産地消」という言葉が見受けられます。どういう意味かといえますと、農作物を作った地域でそれを消費するという健全な関係（需給関係）を表す言葉です。既に述べましたように、江戸時代になすを含めた「青物四品」といわれ、また現在「軟弱野菜」ともいわれる作物はその関係を代表しています。そのため鳥飼なすは、戦後しばらく、大阪市内または近郊の料亭や家庭の料理に使われていました。

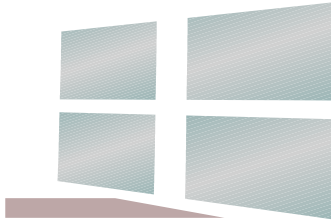
そのような状況に変化が起こります。新品種の登場です。現在、一般に栽培されている品種では一株に約 200～300 個ほど成りますが、鳥飼なすでは約 60 個ぐらいしか成りません。栽培の合理性からすれば、当然、新品種を選択するのもやむをえません。そのような生産性を重んずる改良品種が昭和初期ぐらいから登場し始め、昭和 30 年代に入って、鳥飼なすは新品種との生産性の落差によって次第に栽培されなくなります。そして、最終的には鳥飼西に在住の辻幸太郎さんが、細々とその品種を守り育てる状況になってしまいます。このことは、地産地消の関係（都市近郊農業）が崩れる前兆でもあったのです。

**栽培奨励事業の取り組み** そのような状況を打開するため、摂津市はその品種を保存し栽培を奨励する事業に昭和 60 年から取り組み始めました。つまり、辻さんに鳥飼なすの苗づくりを依頼し、農業振興会の会員や市内農業関係者にそれを配って栽培を奨励することから始めたのです。また、平成 4 年から始まった「花とみどりの補助金」制度では、奨励作物として補助金を交付しています。しかし期待に反して、栽培農家は増えませんでした。

そこで、農業振興会の会員が保存事業に立ち上がりました。平成 6 年から振興会が奨励事業の委託を受け、農地を借り受けて栽培に取り組むことを始めたのです。以降、会員がボランティアで輪番制を組み様々な栽培活動を行っています。さらに、平成 12 年からは、会員が農業と教育の連携を図るため、市立小学校 12 校に出向き学校農園で鳥飼なすの栽培指導をするに至っています。このようにして、たんに行政的な育成にとどまらず、市民や子どもたちを巻き込んだ奨励事業に発展しつつあります。

**特産品としての販売事業** 振興会の会員が栽培した鳥飼なすは、ソフトボール大のものは収穫される 7・8 月ごろにパッキング・ケースに詰めて、注文される方々に販売。また、小振りのものは漬物にして冷凍保存し、11 月中旬に行う「農業祭」や翌年の 4 月中旬に行う「植木市」で販売するなど、販売の促進に努めています。それに加え、「植木市」などで苗の販売を行うことによって、栽培の拡大を図ることに努めています。

最近、全国で伝統野菜が見直されています。なぜでしょうか。一つは味覚の問題です。量産される野菜では、大味となって味覚において劣ります。二つめは新鮮さの問題です。なすなどの軟弱野菜は市場に近いほど新鮮さが保たれますし、栽培状況も分かりますので安全性が高い訳です。このような理由で、地産地消ということが改めていわれるようになったのです。鳥飼なすの奨励事業は、全国でも先駆的な取り組みでもあったのです。



## 郷土史コーナー

意外と身近な郷土の歴史を紹介していきます。

味生(あじふ)の歴史

### 大阪金属工業の味生村への進出(パート2)

この工場の建設は、一津屋地区の地形さえ変えました。味生村の用悪水路の多くは不要に帰し、水路敷自体が変更されたうえ、防空上の配慮から暗渠とされました。同様に防空・防諜上の見地から、工場内に連絡通路として地下道(高さ3メートル、幅4メートル)も一部建設されました。さらに、水田を埋め立てる盛り土に用いるため工場用地の一部の土地を掘り下げた結果、2,500坪(深さ8メートル)と1万3,581坪(深さ10メートル)の大池が誕生しました。後者がいわゆる「ダイキン池」です。結局工場用地の標高は1.5メートル高くなりました。なお昭和15年4月には、第一期養成工350名を募集しており、翌16年1月から遂次に稼働しはじめたのでした。

巨大工場の建設をめぐって発生した問題点は、①買取価格、②用悪水路維持方法、③耕作地喪失小作人の生活権、④買取による交換取得地への村税免除の件、などでした。(①は「ダイキン工業淀川製作所史草稿」②以下は「味生村議会議決書綴」の中の昭和14年4月26日の村会議事録による。)工場誘致推進の立役者の村長が、村会の一部と対立して辞職することがありましたが、すべてが終わったのは翌15年7月26日の村会においてでした。なお、この間、同社は味生小学校の講堂を建築し村に寄付を申し出たので、9月29日の村会はその収受を可決しました。

大阪金属工業の進出は、味生村南部の農村景観を一変させるとともに、社宅や寮の建設その他によって同村に人口の急増をもたらしました。

摂津市域における大工場の進出は、昭和14年から19年までのわずか6年間に、大規模な工場が7つ(大阪金属工業を含む)も建設されました。それらがいずれも軍需工場の色彩を持っていたことや、大阪市内からの進出工場がほとんどでした。ちょうどこの頃、時局の要請に応じて事業拡張を計画した軍需産業を中心とする諸工場は、まとまった工場用地がなくなっただけでなく、空襲の危険もある大阪市内から、郊外の農村地帯へ進出・転出しはじめる動きを示していました。本市域は、いわばこの大阪市内からの大工場の溢れ出しを、まともにかぶる地域的条件を備えていたといえます。すなわち、大阪市のすぐ近くに接しておりながら、ながく純農村地帯として残され、広い土地があったことや道路・鉄道交通事情の革新によって、その要求に十分応じ得る条件を備えていたことが原因です。(おわり)

「摂津市史」より

担当 (茗荷)



←大阪金属工業工事始まる

## 第14回

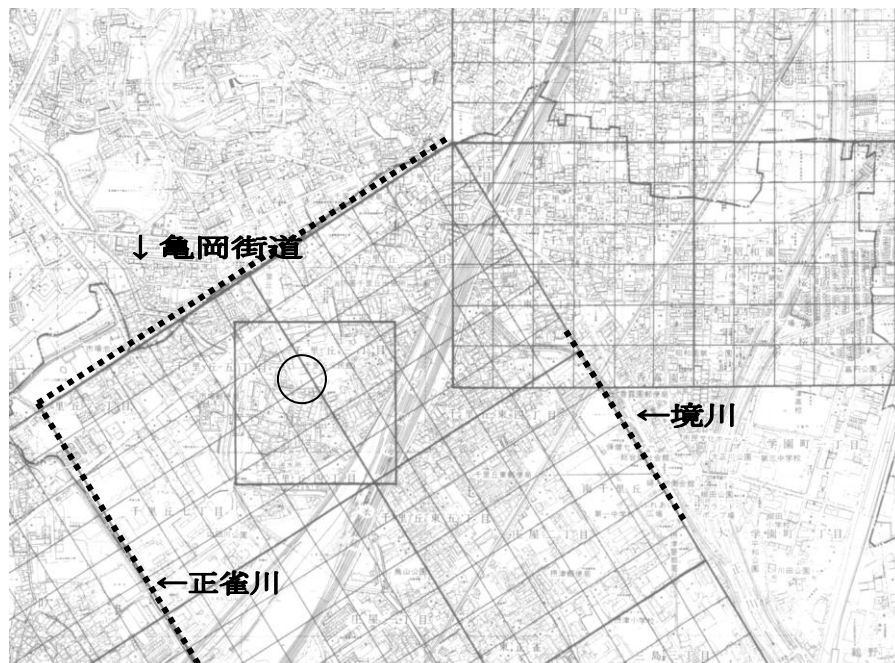
埋もれた  
撰津市の歴史

発掘調査で明らかになっていく撰津市の埋もれた歴史をシリーズで紹介していきます。

平成12年度  
蜂前寺跡  
2次調査

**周辺地域の条里制について** 条里制とは、農地開拓のために行われた地割り制度のことです。縦横 60 歩の区画は1町（1町は約 109m）の方形区画をなし、東西と南北との方向に6町幅に区画されていました。北から南に一条・二条・三条、西から東に一里・二里・三里と呼ばれました。撰津市を含む三嶋地方の条里は、正東西・南北に展開する嶋上・嶋下郡の条里を主体としながらも撰津・吹田市域では北西へ33度方位が転換しているという指摘があります。（服部昌之 人文研究 23-8「淀川右岸地域の条里と水無瀬庄」）実際、撰津市域の境川、正雀川、亀岡街道に囲まれた地域の町並みは現代でも東西軸よりずれています。この町並みの延長は吹田市域までのびています。

今回の調査地は、この条里が北西に33度転換している範囲内に位置します。発掘調査で明らかになった中世の建物跡や溝もこの条里のプランに影響を受けていました。今回の調査地周辺の条里制の始まりについては、明確な時期は判明していません。その中で今回の調査から、北西に33度転換した条里が少なくとも鎌倉時代までさかのぼり、かつ条里の影響で当時の町並みが形成されていったことが分ったのは大きな成果と思われます。担当（伊部）



周辺地域の条里制推定復元図(○部分が調査地の範囲)